

## 試験機関審査基準（A類）

14都市建企第63号  
平成14年5月15日決定  
25都市建企第785号  
平成26年2月28日改正  
29都市建企第1336号  
平成30年3月30日改正

### 第1 総則

この基準は、「建築物の工事における試験及び検査に関する東京都取扱要綱」（昭和61年6月18日付61都市建調第185号制定、平成26年2月28日付25都市建企第784号改正。以下「要綱」という。）第4条第1項の規定に基づく試験機関（以下「A類試験機関」という。）を要綱第12条第3項の規定に基づき登録する場合の判定に必要な事項を定めたものである。

### 第2 審査基準

A類試験機関は以下の1及び2の基準に適合しなければならない。また、試験を実施する場所（以下「試験所」という。）が複数存在する場合は試験所ごとに以下の基準に適合していなければならない。ただし、知事が別に認める場合においてはこの限りでない。

#### 1 敷地条件等

- (1) 試験所の所在地は、東京都内又は東京都境から10キロメートル以内であること。
- (2) A類試験機関及び試験所（以下「試験機関等」という。）の敷地及び建築物は原則として、建築基準法施行令（昭和25年11月6日政令第338号）第9条にいう建築基準関係規定に適合していること。
- (3) A類試験機関は原則として、コンクリートの圧縮強度試験及び鉄筋の引張試験を受託していること。
- (4) 試験機関等の用地及び施設は、所有又は賃貸借になっていること。
- (5) 試験機関等は主な設備を所有していること。

#### 2 判定基準

A類試験機関は、試験の対象となる工事に関して公正な立場を保持するために、その存在と運営について次に掲げる条件を備えていなければならない。

##### 2-1 組織

- (1) 民法その他の法律に基づく法人であること。
- (2) 建設会社を除く株式会社等の場合、役員等が試験業務と関連のあるレディーミクストコンクリート生産者及びその他レディーミクストコンクリート生産に関連する業者並びに、鉄筋継手加工業者、鉄筋加工業者及びその他鉄筋生産に関連する業者（以下「生産加工業者等」という。）から独立しており、次の各号を満たしていること。
  - ア A類試験機関は生産加工業者等の代表取締役、取締役及び監査役（以下「取締役等」という。）が主な株主になっていないこと。
  - イ A類試験機関の取締役等は生産加工業者等及びその取締役等でないこと。
  - ウ A類試験機関の代表取締役は、建設業者（建設業法に基づく建設業者をいう。）又は設計事務所の代表取締役を兼任していないこと。ただし、次に掲げる条件に適合することで、建設又は設計の業務が試験業務の公正性に影響を及ぼさない場合は、この限りではない。
    - (ア) 試験の業務を行う部署と建設又は設計の業務を行う部署が組織的に独立していること。
    - (イ) その機関が建設又は設計で係わった建築物並びに工作物に係る試験を行わないこと。
- (3) 株式会社等の法人格を有する建設会社に所属する試験機関については、施工部門から組織的に独立していること。
- (4) 試験機関として経営状態が安定していること。

##### 2-2 試験業務の管理

- (1) J I S A1108及びJ I S Z2241による試験の手順等を示した技術管理基準規定等を定め、これを職員に遵守させていること。
- (2) 次の各号に規定する管理者等の権限及び責任体制を組織管理規定等により明確にし、これを職員に遵守させていること。
  - ア 管理者
    - (ア) 高度の技術レベルを維持するため、管理技術者、試験技術者及び試験実務担当者に対する教育と訓練を、継続的に実施していなければならない。
    - (イ) 不具合が発生した場合、その原因を調査し、直ちに改善の措置を講じていなければならない。
  - イ 管理技術者
    - (ア) 高度の技術レベルを維持するため、試験技術者及び試験実務担当者に対する教育と訓練を、継続的に実施していなければならない。
    - (イ) 試験について、次に掲げる事項を実施することができる広範な知識と経験を有し試験に関して総括的な責任を負う者
      - a 試験の計画と実施（試験仕様書及び試験要領書の作成）
      - b 判定基準の決定
      - c 試験に関する総合判定
      - d 試験成績書又は試験報告書の作成及び承認
  - ウ 試験技術者  
試験について、次に掲げる事項を実施することができる高度の知識と経験を有し、かつ、指導者としての能力を有する者
    - (ア) 試験の計画と実施（試験仕様書及び試験要領書の作成）
    - (イ) 関連規格の解釈
    - (ウ) 作業手順の立案
    - (エ) 試験実務担当者の指導
    - (オ) 装置使用上必要な校正
    - (カ) 試験作業の実施
    - (キ) 試験結果の解読及び分類並びに合否判定
    - (ク) 試験成績書又は試験報告書の作成及び承認
  - エ 試験実務担当者  
試験について、試験技術者の指導の下に、次に掲げる事項を適切に実施できる者
    - (ア) 試験作業の実施
    - (イ) 試験結果の解読及び分類
    - (ウ) 試験成績書又は試験報告書の作成
- (3) 試験が検査の目的に照らし、適正なものであることを確認していること。このときの試験において、適正な試験であることが確認できない場合は、試験を保留し、工事監理者又は工事施工者に対し速やかに連絡し、内容について確認していること。
- (4) 試験業務が遅滞なく行われていること。
- (5) 試験の結果が不合格であった場合又は異常が認められた場合には、工事監理者又は工事施工者に対し速やかに通知し、内容について確認していること。
- (6) 試験の結果が不合格である場合又は異常が認められた場合の処置として次の各号が建築主、工事監理者及び工事施工者に対し説明できる体制となっていること。
  - ア 総合的な判断を行った者
  - イ 供試体の性状及び試験時の状況
  - ウ 試験所での養生期間中の平均気温及び供試体の平均養生温度
  - エ 試験所での封かん養生期間中の供試体保管状況
- (7) 他の試験所で不合格が生じた試験の再試験を原則として受託していないこと。
- (8) 試験結果が組織的に管理されており、改ざん等できないようになっていること。
- (9) 試験結果の改ざん等、職員の不正行為に対する罰則規定を文書等により定め、これを厳正に適用していること。

- (10) 不合格となった試験結果について速やかに知事が別に定める書式により、当該工事に係わる建築物を建築基準法（昭和25年法律第201号。）第6条第4項又は同法第6条の2第1項に基づき確認した建築主事等に報告していること。また、このときの確認が指定確認検査機関において確認したものにあっては併せて、東京都の区域内の特定行政庁に報告していること。
- (11) (10) の報告について知事が求めたときに知事へ報告できる体制となっていること。
- (12) 試験依頼者から質問等があった場合、対応できる体制となっていること。

### 2-3 管理者等の条件

A類試験機関は、試験を正確かつ公正に実施するために、管理者等は次に掲げる条件を備えている者でなくてはならない。なお、次の(1)から(4)に掲げる者は、試験機関及び要綱第8条の規定に基づく検査機関で、平成12年建設省告示第1463号第2項各号、第3項各号並びに第4項各号の規定に基づく鉄筋の継手の性能を確認する外観検査、超音波探傷検査及び超音波測定検査を行う検査機関（以下「鉄筋継手検査機関」という。）の業務以外の業務を兼ねることができない。

#### (1) 管理者

他の業種、部門と兼職又は兼任していないこと。ただし、管理者は要綱第4条第2項の規定に基づく試験機関（B類試験機関）の管理者、管理技術者と兼任することができる。

#### (2) 管理技術者

ア 年間200日以上 of 常勤者

イ 下記のいずれかの資格を有し、かつ財団法人、公益財団法人、一般財団法人、社団法人、公益社団法人又は一般社団法人等（以下、「公益法人等」という。）が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを修了した者で、研修等を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者

- (ア) 建築士（木造建築士を除く）
- (イ) コンクリート主任技士・技士
- (ウ) 建築施工管理技士
- (エ) その他、上記に準じる者

#### (3) 試験技術者（試験所ごとに2名以上）

ア 管理技術者と兼任している者以外に1名以上いること。ただし、管理技術者と兼任している者は、(4)で定める試験実務担当者とは兼任はできない。

イ 年間200日以上 of 常勤者

ウ 下記のいずれかの資格を有し、かつ公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを修了した者で、研修等を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者。このときの試験技術者は、鉄筋継手検査機関と兼任をしていない試験技術者が他に2名以上いる場合に限り、鉄筋継手検査機関の検査技術者と兼任することができる。

- (ア) 建築士（木造建築士を除く）
- (イ) コンクリート主任技士・技士
- (ウ) 建築施工管理技士
- (エ) その他、上記に準じる者

#### (4) 試験実務担当者（試験所ごとに2名以上）

ア 試験技術者と兼任している者以外に1名以上いること。

イ 年間200日以上 of 常勤者

ウ 公益法人等が行う建築材料の試験・検査に関する研修等で知事が認めたものを修了した者で、研修等を受講した年度の翌年度の開始の日から起算して3年が経過していない者。このときの試験実務担当者は、鉄筋継手検査機関と兼任をしていない試験実務担当者が他に2名以上いる場合に限り、鉄筋継手検査機関の検査実務担当者とは兼任することができる。

#### (5) 事務担当者（原則として試験所ごとに1名以上）

年間200日以上 of 常勤者

### 2-4 用地、施設等

試験所の用地及び施設は、次の各号に適合していること。

- (1) 用地は道路に面しており150平方メートル以上であること。
- (2) 試験室作業面積は55平方メートル以上であること。
- (3) 事務作業面積は原則として35平方メートル以上であること。
- (4) 駐車場面積は普通自動車2台以上駐車可能であること。
- (5) 廃材置き場は4平方メートル以上であること。なお、このときの廃材は産業物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき適正に処理を行い、その記録を15年以上保存（電子データを可とする。）すること。

## 2-5 設備、機器等

試験所は、受託する試験の項目に応じて、次に掲げる必要な設備等を有していること。

### (1) コンクリートの圧縮試験等

- ア 1,000キロニュートン以上の圧縮試験機が1台以上あること。なお、このときの試験機は、年1回以上の校正が行われ校正ラベルが貼られており、かつ、日常点検記録があること。
- イ 屋外養生水槽が有効深さ1メートル以下で3立方メートル以上あり、かつ、日常温度記録を整理していること。
- ウ 標準養生水槽が有効深さ1メートル以下で3立方メートル以上の恒温装置付きのものがあり、かつ、温度記録を整理していること。
- エ 下記の機器が1台又は1セットあること。
  - (ア)コンクリートカッター（φ10センチメートル切断可能）
  - (イ)研磨装置（φ10センチメートル端面処理）
  - (ウ)リバウンド（シュミット）ハンマー（テストアンビル付き）
  - (エ)キャッピング装置

### (2) 金属材料（鉄筋）引張試験等

- ア 1,000キロニュートン以上の引張試験機が1台以上あること。なお、このときの試験機は、年1回以上の校正が行われ校正ラベルが貼られており、かつ、日常点検記録があること。
- イ 曲げ試験装置（D38まで試験が可能）が1台以上あること。（引張試験機と兼用可）なお、このときの試験機は、日常点検記録があること。
- ウ 鉄筋カッター（D38まで加工が可能）が1台以上あること。

### (3) その他

- ア 下記の寸法測定器があること。
  - (ア)ノギス（30センチメートル以上）
  - (イ)マイクロメーター
- イ 6キログラムまで可能な直示天秤等の質量測定器があること。

## 2-6 業務の執行体制

A類試験機関は、業務の執行体制について、次に掲げる条件を備えていること。

- (1) 試験成績書が、知事が別に定める様式を標準としたものになっていること。また、文書管理規定等により、試験成績書が15年以上保存（A類試験機関の管理者がパスワードを設定し、保存後変更できない媒体により管理する電子データを可とする。）されるよう文書化されていること。
- (2) 試験料金表があり、これを公表していること。

## 附則

- 1 この審査基準は、平成14年5月15日から施行する。
- 2 第2、2-4(1)から(5)及び2-5(2)に規定する事項については、平成17年10月31日までの間は、緩和することができる。

## 附則

この審査基準は、平成26年4月1日から施行する。

## 附則

この審査基準は、平成30年4月1日から施行する。